

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	東京都母子及び父子福祉資金貸付事業に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、東京都母子及び父子福祉資金貸付事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都品川区長

公表日

平成27年10月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	東京都母子及び父子福祉資金貸付事業
②事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法に定められている資金の貸付および償還事務。 20歳未満の子どもを扶養している母子家庭および父子家庭の経済的自立の助成と児童の福祉の増進を目的として、母子・父子自立支援員が相談を受け、審査の上、必要な資金の貸付けを行っている。 次のすべての事務で特定個人情報を取り扱う。 ①貸付申請に係る事実についての審査(支給決定) ②貸付(特例児童扶養資金に限る。)に対する償還未済額の償還免除申請に係る事実についての審査 ③貸付(特例児童扶養資金に限る。)に対する償還未済額の償還免除申請に対する応答 ④貸付(特例児童扶養資金に限る。)に対する償還未済額の償還免除申請の受理 ⑤貸付申請に対する応答 ⑥貸付申請の受理
③システムの名称	母子女性福祉資金貸付金システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉資金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表第一項番43、母子及び父子並びに寡婦福祉法13条、32条、31条の6、附則3条、6条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表第二項番63、同法第19条第14号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	品川区子ども家庭支援課
②所属長	子ども家庭支援課長 廣田 富美恵
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども未来部子ども家庭支援課家庭支援係 品川区広町2-1-36
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども未来部子ども家庭支援課家庭支援係 品川区広町2-1-36

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

